

子供の矯正治療 料金表（別途消費税がかかります） 2026年度版

－治療開始前－

相談料 無料

現在の歯並びの状態や予測される治療内容、費用などについて説明します。

検査料 30,000 円 検査時点での料金表が適応になります。

治療開始前に行う検査です。診断まで2週間かかります（もう少し期間をいただく場合があります）。

診断料 20,000 円

具体的な治療内容について説明します。

－治療中－

前期治療（成長期の治療）

顎の成長や歯の交換を促す治療です（見た目の改善を目的とした治療ではありません）。

概ね思春期成長が終了するまでの治療です。

装置代： 380,000 円（分割支払い可能・2年以内）

この時期の装置の総額です。

調節料： 5,000 円/回

装置の調整およびチェックにかかる金額です（急患対応を除く）。

通院間隔は1～3か月です（装置の種類により変わります）。

観察料： 3,000 円/回

装置を使用せず、歯の生え変わりや顎の成長のチェックにかかる金額です（急患対応を除く）。

通院間隔は4～6か月です。

マルチブラケット装置代（上下合計）： 220,000 円（分割払い可能・2年以内）

前期治療の終盤に、クリニックからワイヤー矯正を提案させていただくことがあります。

※シルバーのワイヤーを用いた唇側矯正です。

調節料： 5,000 円/回、保定装置（リテーナー）装置代：50,000 円、 保定料： 3,000 円/回

後期治療（成長後の治療） 最新の料金体系に合わせて金額が変更します。

必要に応じて行う、マルチブラケット装置と保定装置を用いた治療です。

矯正治療に伴う抜歯は他院で行います（原則保険外診療です）。

マルチブラケット装置代（上下合計）： 340,000～640,000 円（分割支払い可能・2年以内）

唇側矯正（セラミックブラケット） 340,000 円

唇側矯正（セルフライゲーションブラケット、白い針金を使用） 440,000 円

舌側矯正（裏側矯正・見えない矯正） 640,000 円

※上下同じマルチブラケット装置を使用します。

※セルフライゲーションブラケットで金属色のワイヤーを使用する場合 60,000 円引きになります。

※部分矯正は、他院からの補綴前矯正の依頼に限り行います。

※裏側矯正の場合、表側に透明なボタンがつく可能性があります。

※裏側矯正に限り、装置代のうち 200,000 円を事前にお支払いいただきます。

・併用する装置 歯科矯正用アンカースクリュー 10,000 円/本

パラタル・レバー・アーム・システム(PLAS) 50,000 円

カリエールモーション 30,000 円/本

その他の装置 無料

・その他 仮歯作成 5,000円/本（裏側矯正の治療かつ上の歯のみ）

調節料： 6,000円/回（唇側矯正） / 8,000円（舌側矯正）

マルチブラケット装置等の調節および撤去する際にかかる金額です（急患対応を除く）。
通院間隔は1か月です。

保定装置（リテーナー）装置代： 50,000円

※治療計画や治療中の歯の動きにより必要なリテーナーの種類は変わります。

保定料： 3,000円/回

保定装置のチェックおよび撤去する際にかかる金額です（急患対応を除く）。

ベッグリテーナー使用時2～3か月、その他のリテーナーの場合3～6か月ごとの通院が必要です。
期間は通常3年間です。

－その他－

MFT（筋機能訓練）

舌の癖が原因で顎の成長や治療に影響がある場合に行う、正しい舌の動かし方の訓練です。
自宅での毎日のトレーニングが必要です。

レッスン料： 2,000円/回

通院間隔は1か月です。

ボイスレコーダー： 10,000円（税込、デポジット）

スマホの録音機能の使用も可能です。

レントゲン撮影 無料（初回検査を除く）

顎の成長や治療の効果を確認するため、必要に応じレントゲンの撮影を行います。

急患対応 無料

治療中、装置に何かしらの不具合を感じた際は、すぐにご連絡ください。

転院（遠方で通院が難しいと判断した場合のみ）

転院先でスムーズに治療を引き継いでいただけるよう資料を作成します。

資料代： 15,000円

返金： 治療の進行具合に応じて返金いたします。

再治療

当院での治療後、後戻りが見られた場合の費用です。

対象期間は保定期間中（マルチブラケット装置による治療が終わってから3年間）です。

リテーナーを指示通り使用していることが条件です。

マウスピース矯正 80,000円～ ※軽度の後戻りの場合のみ適応

マルチブラケット装置 50,000円（必要な部位のみ。上下各。唇側のセラミックブラケットのみ）

医療費控除について

- ・1年間に支払われた医療費がご家族全体で10万円を超えた場合、税金の還付が受けられる所得控除です。
- ・かみ合わせの改善を目的とした矯正治療の場合は医療費控除の適応となり、美容を目的とした場合は適応外とされています。
- ・詳細は国税庁のホームページをご参照ください。